

広島県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市安佐北区安佐町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		下	
大字	字	大字	字
鈴張	谷鎌 社敷川 今節	鈴張	上畑 下柏尾 才野原
横畑	山根	一五三三の一 一四九一の三 一五二一の一、一五二一の二、一五二二の一 一五三一の一、一五三二の三及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字鑑三六五三の一部に隣接する道路である市有地の一部	平石
		三三二五の一の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部並びに字平石四四一〇の一の一部、四四一八、四四一九、四四二三の一の一部に隣接する道路・水路である市有地の一部	尾崎
		三四〇四の一部、三四〇九の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに三四〇八、字尾崎四三五五の一部に隣接する道路である市有地の一部	

堀越	後尺田	神名田	才野原	垣外	神音	
三八二八の一部及びこれに隣接する道路である市有地の一部並びに三八二九の一部、字後尺田甲三七七五の一部に隣接する道路である市有地の一部	甲三七七五の一部及びこれに隣接する道路である市有地の一部	三七四二の一部、三七四三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部並びに字下夕畑三九〇九の一部、三九〇九の三の一部に隣接する水路である市有地の一部	市有地の一部 三七〇六の一部、三七〇六の二の一部、三七〇七の一部、三七〇八の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	市有地の一部 三六七〇の一部、三六七一の一部、甲三六七三の一部、乙三六七三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部	三四三一の三から三四三一の三まで	三四二〇の三の一部、三四二二の三の一部、三四二三の三の一部、三四二四の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字山越三三八六の一部に隣接する道路である市有地の一部

後尺田	堀越	下夕畑	垣外	才野原	横畑	山越
-----	----	-----	----	-----	----	----

尾崎	下夕砂子田	下夕畑	上畑
四二九九の一部及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部	四二六三の一部及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部並びに四二六六の一部に隣接する水路である市有地の一部	三九二七の一部、三九二九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	三八八六の一部、三八八七の一部、三八八八の一部、三八八八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部
下夕砂子田	尾崎	上畑	下夕畑